［四七～七七　略］

［二・三　略］

備考　表中の「一」の記載は注記である。

十一　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲		
	当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線分の両側それぞれの幅（メートル））	上の欄に掲げる交点を結ぶ線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートルで示す。）

［一～四　略］

五　削除

改正前

一　［同上］

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲		
	当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線分の両側それぞれの幅（メートル））	上の欄に掲げる交点を結ぶ線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートルで示す。）
五	㈠　青森県弘前市大字本町七一番地（一〇二・二〇）	〇・〇〇一・八五	五〇	青森県弘前市大字本町、大字元長町、大字相良町、大字南塘町、大字北新寺町、大字新寺町新割町、大字新寺町、大字桔梗野二丁目、大字桔梗野三丁目、大字樹木一丁目、大字樹木四丁目、大字樹木五丁目、大字緑ヶ丘一丁目、大字清水一丁目
	㈡　青森県弘前市大字小沢字廣野一四七番一七の内（一一七・五〇）			

［一～四　同上］

［四七～七七　同上］

［二・三　同上］